

九州大学ファイル交換ソフトの使用禁止等に関する規程

平成 21 年度九大規程第 82 号
施行：平成 22 年 3 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学(以下「本学」という。)におけるファイル交換ソフトの使用禁止その他本学のネットワークにおける著作権侵害防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 九州大学総合情報伝達システム運用規則(平成 16 年度九大規則第 61 号)第 3 条第 1 号に規定する情報伝達システムに、部局独自のコンピュータネットワークを加えたコンピュータネットワークをいう。
- (2) ファイル交換ソフト インターネット上で特定のサーバを介さずにファイルのやり取りを行うためのソフトをいう。
- (3) 部局 各学部、各学府、各研究院、高等研究院、各附置研究所、病院、附属図書館、健康科学センター、情報基盤研究開発センター、各学内共同教育研究施設、各機構、各推進室等、事務局、部局事務部及び監査室をいう。
- (4) 部局長 前号に掲げる部局の長をいう。

(禁止ソフト)

第 3 条 本学のネットワークを識別する IP アドレスを付与された情報処理機器及び本学のネットワークに接続する可能性のある情報処理機器では、情報統括本部長が別に定めるファイル交換ソフト(以下「禁止ソフト」という。)をインストールしてはならない。

- 2 禁止ソフトがインストールされた情報処理機器を本学のネットワークに接続してはならない。
- 3 前 2 項の規定は、情報統括本部が情報セキュリティ確保のため禁止ソフトの機能確認等を行う場合に限り、適用しないものとする。

(禁止ソフトの使用及び著作権侵害の予防対策等)

第 4 条 情報統括本部長は、本学内での禁止ソフトの使用及び著作権侵害を予防するため、禁止ソフトの動作又は著作権侵害のおそれが発生した場合にそれを検出し、情報処理機器等を特定するための対策を講じるものとする。

- 2 情報統括本部長は、前項の対策により、本学のネットワークにおいて禁止ソフトの動作又は著作権侵害のおそれを確認した場合は、各部局長に通知するものとする。

(ネットワークにおいて禁止ソフトの動作又は著作権侵害のおそれを確認した場合の措置)

第 5 条 部局長は、前条第 2 項の通知を受けた場合又は禁止ソフトの動作若しくは著作権侵害のおそれを確認した場合は、禁止ソフトの動作又は著作権侵害のおそれが確認された最小単位のネットワークを本学のネットワークから切断し、禁止ソフトが動作し、又は著作権侵害のおそれが発生している情報処理機器を特定するための調査を行うものとする。

- 2 部局長は、前項の調査により禁止ソフトが動作し、又は著作権侵害のおそれが発生している情報処理機器を特定した場合は、当該情報処理機器を物理的に本学のネットワークから切断し、前項で切断した最小単位のネットワークの接続を回復するものとする。
- 3 部局長は、前項の場合において、当該情報処理機器から禁止ソフト又は著作権侵害のおそれを発生させたソフトが削除されるまで、当該情報処理機器を本学のネットワークから切断することができるものとする。
- 4 部局長は、禁止ソフトの動作又は著作権侵害のおそれが確認された最小単位のネットワークに接続されている全ての情報処理機器において第 1 項の調査を行っても、禁止ソフトが動作し、又は著作権侵害のおそれが発生した情報処理機器を特定できない場合は、その状況を情報統括本部長に報告し、その指示に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 情報統括本部長は、前項の報告があった場合は、部局長に対して情報処理機器に係る管理体制の改善を求めることができるものとする。
- 6 部局長は、第 1 項の調査結果及び対応の結果について、情報統括本部長に報告するものとする。

(ネットワークにおいて禁止ソフトのインストールを確認した場合の措置)

第6条 部局長は、部局において禁止ソフトをインストールしている情報処理機器を確認した場合は、当該情報処理機器から禁止ソフトが削除されるまで、当該情報処理機器を本学のネットワークから切断することができるものとする。

(緊急の措置)

第7条 情報統括本部長は、情報伝達システムにおいて禁止ソフトの動作又は著作権侵害のおそれを確認した場合で著作権侵害防止のために緊急の措置が必要であると認めるときは、第4条第2項の通知を行う前に、当該最小単位のネットワーク又は当該情報処理機器を情報伝達システムから切断できるものとする。

2 情報統括本部長は、前項の切断を行った場合は、部局長に通知するものとする。

3 部局長は、前項の通知を受けた場合は、第5条(同条第4項を除く。)に規定する調査、措置及び報告を行うものとする。

4 情報統括本部長は、前項の報告を受け、禁止ソフトの使用又は著作権侵害のおそれがなくなつたと判断した場合は、第1項の最小単位のネットワーク又は情報処理機器について、情報伝達システムとの接続を回復するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本学におけるファイル交換ソフトの使用禁止その他本学のネットワークにおける著作権侵害防止に関し必要な事項は、情報政策委員会の議を経て、情報統括本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

九州大学ファイル交換ソフトの使用禁止等に関する規程（平成21年度九大規程第82号）
第3条第1項に規定する「禁止ソフト」について

（平成22年3月4日情報統括本部長裁定）

本学のネットワークにおける著作権侵害防止の徹底のため、九州大学ファイル交換ソフトの使用禁止等に関する規程第3条第1項に規定する「禁止ソフト」を下記のとおり定める。

なお、次の事項について、本学の職員、学生並びに関係者（学内常駐の業者等）に対し厳守するよう強く要請する。

- ① 本学のネットワークを識別するIPアドレスを付与された情報処理機器及び本学のネットワークに接続する可能性のある情報処理機器には、禁止ソフトをインストールしてはならない。
- ② 禁止ソフトがインストールされた情報処理機器を本学のネットワークに接続してはならない。

記

番号	禁止ソフトの名称
1	Winny
2	WinMX
3	Share
4	Gnutella
5	Morpheus
6	Kazaa
7	iMesh
8	eDonkey
9	Overnet
10	Grokster
11	G2
12	Lime Wire
13	Shareaza